

子育て応援特別手当とは、
多子世帯の児童教育期の子育ての
負担に配慮する観点から、
対象となる世帯に支給される
平成20年度の緊急措置です。

対象者に 子育て応援特別手当 が支給されます

対象と思われる方には、申請書などを定額給付金の通知とともに郵送しています

●支給対象者は?

平成21年2月1日に、「支給
対象となる子」の属する世帯の
世帯主で、大山町の住民基本台
帳に記録されている方および大
山町の外国人登録原票に登録さ
れている方。

●支給対象となる子とは?

世帯に属する3歳以上18歳以
下の子（平成2年4月2日から
平成17年4月1日生まれまでの
子）が2人以上おり、かつ、そ
の子のうち第2子以降である就
学前3学年の子（平成14年4月
2日から平成17年4月1日生ま
れまでの子）であって、大山町
の住民基本台帳に記録されてい
る方および大山町の外国人登録
原票に登録されている方。

●支給額は?

支給対象となる子1人につき
3万6千円。

大山町では、対象と思われる
方については、すでに「定額給
付金」の申請書とともに子育て
応援特別手当の申請書等をお送
りしています。

申請方法については、2ペー
ジに掲載の「定額給付金」と同
様ですが、受取に関しては、世
帯本人の口座でなくとも指定
することができます。児童手当
の振込口座も可能です。

また、役場に申請書を持参さ
れる方については、大山町役場
住民生活課、中山支所総合窓口
課、大山支所総合窓口課で受け
付けします。申請期限は、平成
21年9月3日（木）です。（期
限までに申請がない場合は、子
育て応援特別手当の受取りを辞
退されたものと判断させていた
だきます）

なお、この手当は、同居して
いないお子さんについても対象
となる場合があります。申請書
が届いていない方につきまして
も、該当すると思われましたら
お問い合わせください。

◆問い合わせ先

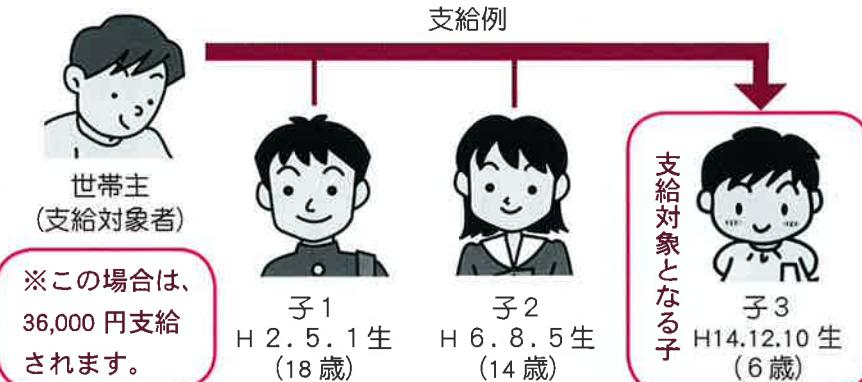
役場住民生活課

☎ 0859-54-5210

保険証は、3月下旬ごろに世帯
主の方に送付します。

新しい保険証 をお届けします

●国民健康保険被保険者証（保 険証）の有効期限は、平成21年 3月31日となっています。4月 1日からご使用いただくな ります。



現在お持ちの古い保険証は、
各世帯で破棄してください。保
険証には個人情報が記載してあ
ります。捨てる場合は、内容が
読み取れないよう、切断してく
ださい。

●国民健康保険高齢受給者証
は、負担割合が1割の方は、4
月から2割になる予定でしたが
1割のままとなりましたので、
正しい負担割合を記載した受給
者証を保険証と一緒に送付しま
す。

負担割合が3割の方は変更

ありませんので、平成21年7月
31日までそのままお使いくださ
い。

3月末になつても届かないと
きや、記載内容に誤りがあると
きは、住民生活課または各支所
総合窓口課へご連絡ください。
保険税を滞納している方につ
いては、納付相談をしたあとに
保険証の更新を行います。

◆問い合わせ先

役場住民生活課

☎ 0859-54-5210
中山支所総合窓口課

☎ 0859-58-6112
大山支所総合窓口課